



人材投資促進税制について

平成17年3月
経済産業省

目次

. 制度の概要	1
. 制度の詳細	
1. 基本制度の仕組み	3
2. 中小企業者の特例措置の仕組み	5
(参考1) 税額控除の事例(大企業)	7
(参考2) 税額控除の事例(中小企業)	9
3. その他制度の仕組み	11
4. 教育訓練対象者・費用の範囲	13
(1) 外部講師謝金(法人が自ら研修を行う場合)	14
(2) 外部施設等使用料(法人が自ら研修を行う場合)	15
(3) 研修委託費(他の者に委託する場合)	17
(4) 外部研修参加費(他の者が行う教育訓練に参加させる場合)	18
(5) 教科書その他の教材費	20

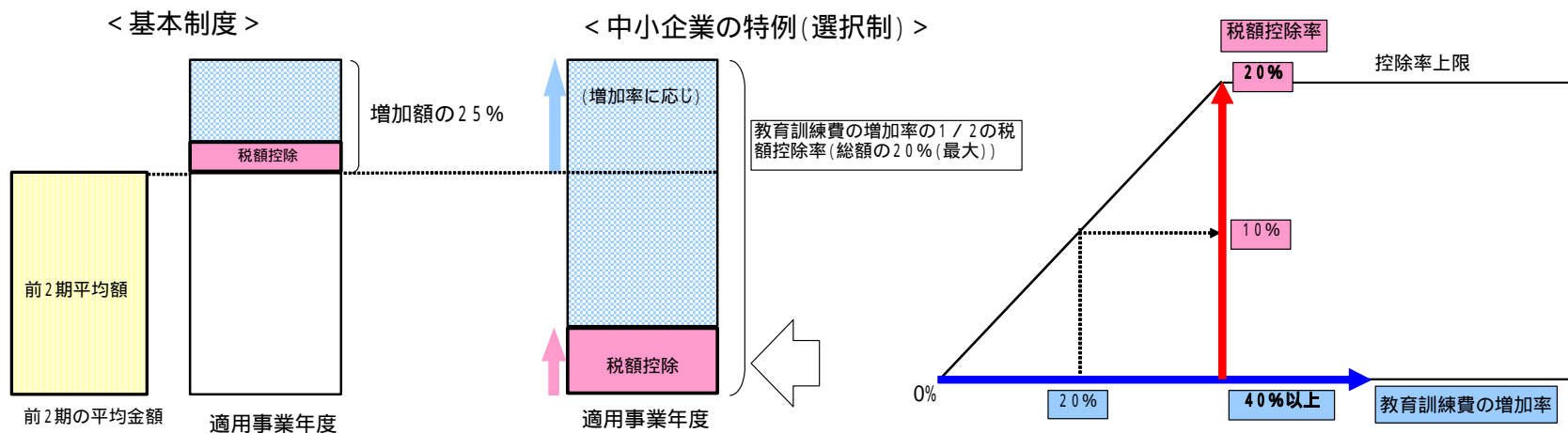
・制度の概要

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

基本制度 教育訓練費を前2事業年度の平均額(基準額)より増加させた企業について、その**増加額の25%**に相当する金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度)

中小企業の特例 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の**総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)**を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度。との選択が可能。)

中小企業については、地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



効果

長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
企業の生産性向上・経営革新を通じて、我が国産業全体の競争力が上昇

(注) 3年間の措置

税額控除の対象費用と具体例

- 外部講師謝金 : 社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
- 外部施設等使用料 : 研修を行うために使用する外部施設・設備等の借上料、利用料
- 研修委託費 : 講師、教材等を含め研修の一部又は全体を外部教育機関等へ委託する場合の費用
- 外部研修参加費 : 社員を外部の研修プログラムに参加させる場合の受講料等
- 教科書その他の教材費 : 研修用の教材・プログラムの購入料等

税額控除額の例

A) 基本制度適用の例 : 教育訓練費(前2事業年度平均)1億円の企業が、当期における教育訓練費を

2,000万円(20%)増加させた場合 : **法人税額控除 500万円** <2,000万円(増加額) × 25%(控除率)>

4,000万円(40%)増加させた場合 : **法人税額控除 1,000万円** <4,000万円(増加額) × 25%(控除率)>

B) 中小企業特例適用の例 : 教育訓練費(前2事業年度平均)1,000万円の企業が、当期における教育訓練費を

200万円(20%)増加させた場合 : **法人税額控除 120万円** <1,200万円(総額) × 20% × 1/2(控除率 10%)>

400万円(40%)増加させた場合 : **法人税額控除 280万円** <1,400万円(総額) × 40% × 1/2(控除率 20%)>

(注) 中小企業の場合は、法人住民税の税額控除あり。

制度の詳細 1. 基本制度の仕組み

適用者

青色申告書を提出する法人又は個人(個人事業主)

適用事業年度

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始される事業年度(3年間の時限措置)

適用要件

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が、比較教育訓練費の額を超える場合(増加している場合)に適用を受けることができる。

- ・適用年度;規定の適用を受けようとする事業年度
- ・教育訓練費の額;当該制度の適用を受ける教育訓練費の合計額
- ・比較教育訓練費の額;適用年度の前2事業年度の各事業年度の教育訓練費の額の平均額

< 連結納税を選択する場合 >

適用年度の教育訓練費の額の合計額が、比較教育訓練費の額の合計額を超える場合(増加している場合)に当該制度の適用を受けることができる。

- ・教育訓練費の額の合計額;当該連結法人各々で教育訓練費を算出して足し上げた金額
- ・比較教育訓練費の額の合計額;当該連結法人各々で比較教育訓練費を算出して足し上げた金額

(備考)教育訓練費の範囲は、単体事業年度における教育訓練費の範囲と同様である。

1. 基本制度の仕組み

税額控除率

上記 の増加額の25%に相当する金額を適用年度の法人税額から控除する。

税額控除限度額

税額控除額の限度額は、適用年度の法人税額の10%に相当する金額。
限度超過額の翌事業年度への繰越はできない。

地方税(法人住民税の法人税割)

中小企業者は、当該制度における税額控除額の17.3%(都道府県民税5%、市町村民税12.3%(標準税率))に相当する金額が法人税割の税額から減額される。

(参考)

大企業： 法人の法人税割の課税標準の計算の基礎となる法人税額は、当該制度において税額控除される前の額とする。

中小企業者等： 措置法第42条の4第7項(注：次頁参考)に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人の法人税額は、当該制度における税額控除された後の額とする。

(2. 「中小企業者の特例措置」においても同じ)

2. 中小企業者の特例措置の仕組み

中小企業者の特例措置の適用者(基本制度との選択制)
措置法第42条の4第7項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する
法人等()

- ()
-) 資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人(ただし、発行株式総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業(資本金1億円超の法人)又は発行株式総数又は出資金額の2/3以上が大企業の所有に属している法人を除く。)
 -) 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人以下の法人又は個人

< 連結納税における中小連結法人について >

連結親法人が中小連結親法人(原則、資本金1億円以下)に該当する場合には、その連結子法人が中小連結法人に該当しない場合であっても、本税制の適用を受けることができる。

適用事業年度 (基本制度と同じ。)

適用要件 (基本制度と同じ。)

2. 中小企業者の特例措置の仕組み

税額控除率

- 1) 適用年度の教育訓練費増加割合()が40%以上
教育訓練費の額の20%に相当する金額を法人税額から控除する。

$$() \text{ 教育訓練費増加割合} = \frac{(\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額})}{\text{比較教育訓練費の額}}$$

- 2) 適用年度の教育訓練費増加割合が40%未満
教育訓練費の額の教育訓練増加割合に0.5を乗じて計算した割合()に相当する金額を法人税額から控除する。

計算にあたっては小数点以下3位未満の端数は切り捨てる。

- () 増加割合の1/2に相当する控除率(例えば、増加割合が30.0%であれば控除率は15.0%、増加割合が13.5%であれば控除率は6.7%となる。)

税額控除限度額 (基本制度と同じ。)

地方税 (基本制度と同じ。)

(参考1) 税額控除の事例(大企業A社の事例)

大企業A社(当期教育訓練費1億円、前期7,000万円、前々期5,000万円、当期法人税額2億円)

大企業A社は、**教育訓練費を4,000万円増加させることにより**、損金算入見合い1,200万円(4,000万円×30%)の法人税が課されない上、当該制度による**税額控除額1,000万円が認められ、合計2,200万円の法人税が減額されることになる。**

適用年度のエ育訓練費の額(平成17年度) 1億円

比較教育訓練費の額 6,000万円 = (7,000万円 + 5,000万円) / 2

・適用年度の前期のエ育訓練費の額(平成16年度) 7,000万円

・適用年度の前々期のエ育訓練費の額(平成15年度) 5,000万円

増加教育訓練費の額 = (適用年度のエ育訓練費の額 - 比較教育訓練費の額)

4,000万円 = 1億円 - 6,000万円

税額控除額 = (増加教育訓練費の額 × 税額控除率)

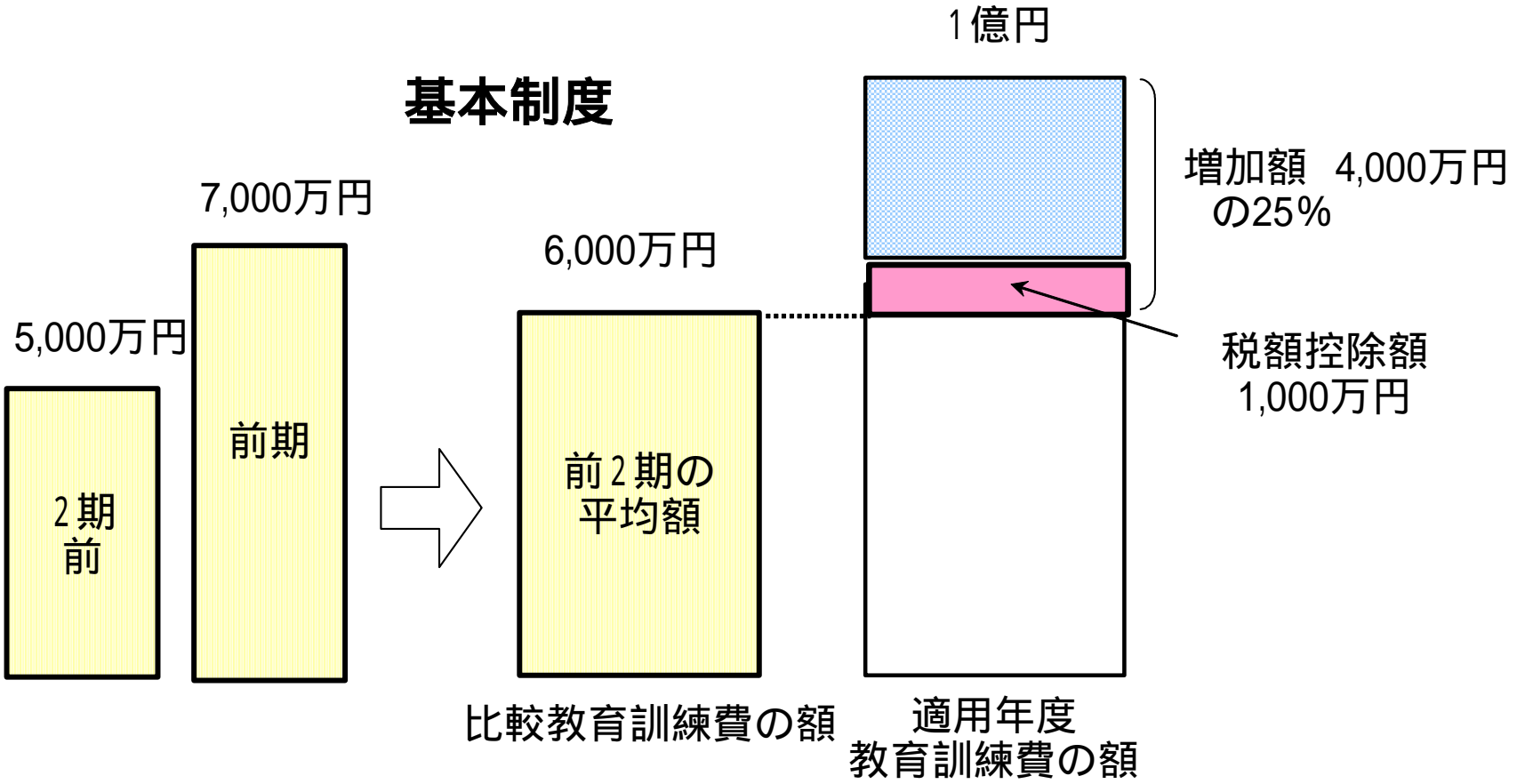
1,000万円 = 4,000万円 × 25%

税額控除限度額 = 法人税額 × 10%

2,000万円 = 2億円(法人税額) × 10%

税額控除額1,000万円は、控除限度額2,000万円を超えていないので、**1,000万円**を適用年度の法人税額から控除する。

(参考1) 税額控除の事例(大企業)



(参考2) 税額控除の事例(中小企業B社の事例)

中小企業B社(当期教育訓練費1,000万円、前期650万円、前々期550万円、当期法人税額2,500万円)

中小企業B社は、**教育訓練費を400万円増加**させることにより、損金算入見合い188万円(400万円×22%)の法人税が課されない上、当該制度による税額控除額**200万円**と法人住民税の減額**34.6万円**が認められ、**合計322.6万円の法人税と法人住民税が減額**されることになる。

適用年度の教育訓練費の額(平成17年度) 1,000万円

比較教育訓練費の額 600万円 = (650万円 + 550万円) / 2

・適用年度の前期の教育訓練費の額(平成16年度) 650万円

・適用年度の前々期の教育訓練費の額(平成15年度) 550万円

教育訓練費増加割合 = $\frac{(\text{適用年度の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額})}{\text{比較教育訓練費の額}}$

67% = (1,000万円 - 600万円) / 600万円

税額控除率 = (適用年度の教育訓練費の額(総額) × 税額控除率)

200万円 = 1,000万円 × 20% (増加割合が40%以上であるので税額控除率は20%)

仮に、教育訓練増加割合が20%である場合は、増加割合が40%未満であるので、税額控除率は、 $20\% \times 0.5 = 10\%$ となる。

税額控除限度額 = 法人税額 × 10%

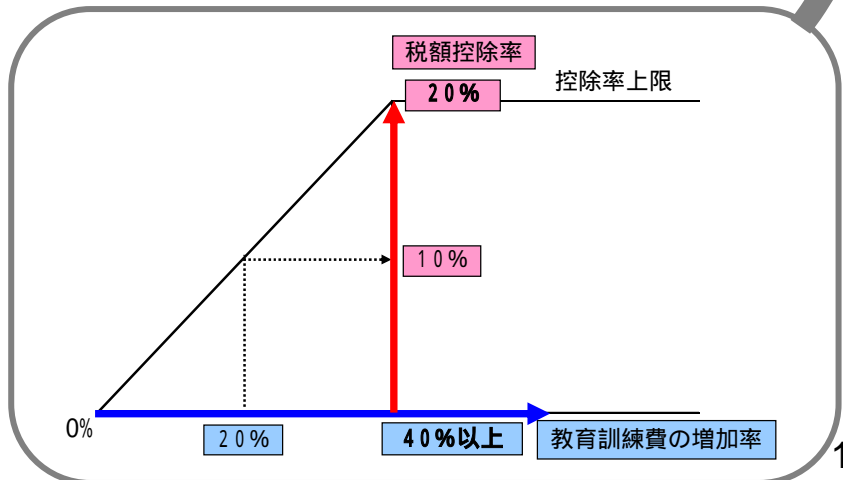
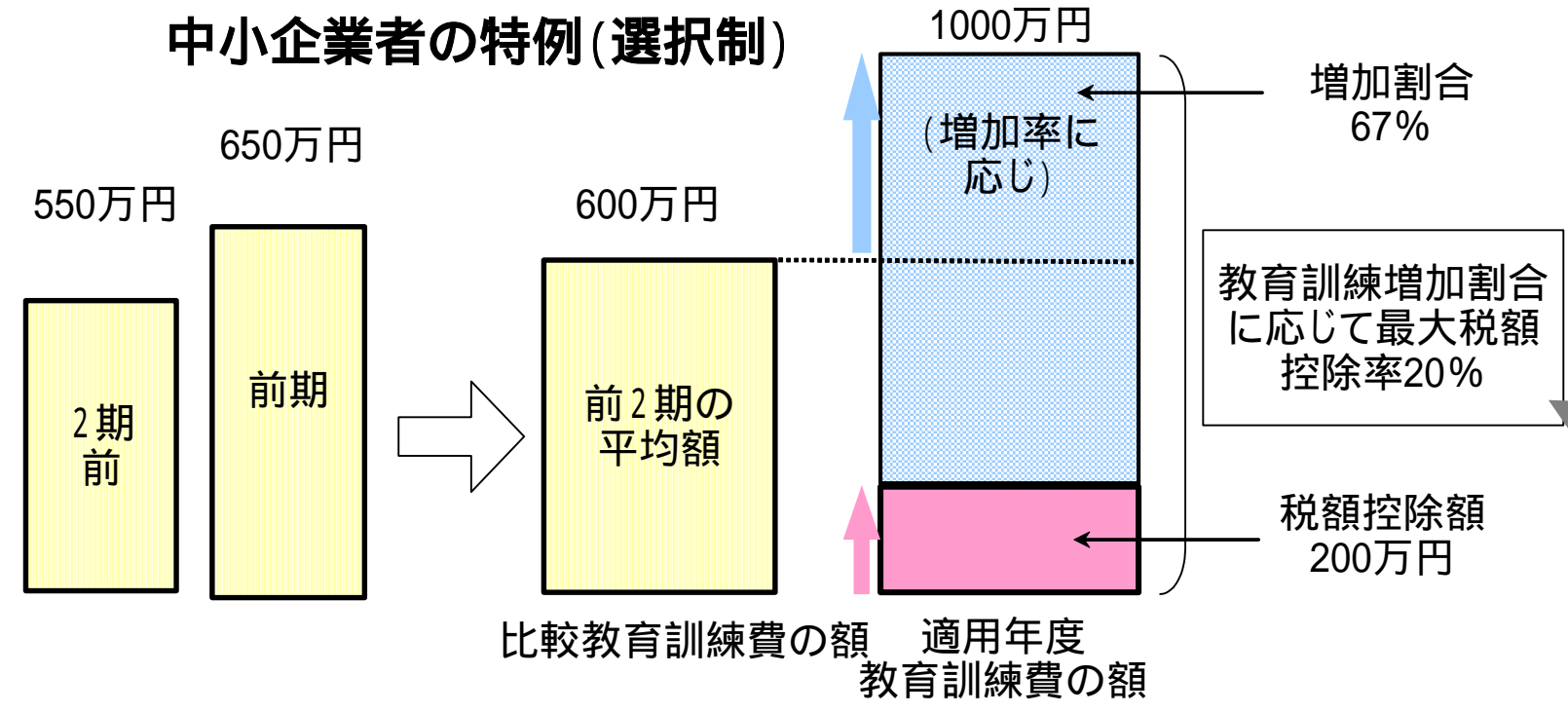
250万円 = 2,500万円(法人税額) × 10%

税額控除額200万円は、控除限度額250万円を超えていないので、**200万円**を適用年度の法人税額から控除する。

地方税(法人住民税の法人割)において、税額控除額200万円 × 17.3% = **34.6万円**が法人税割の税額から減額される。

(参考2) 税額控除の事例(中小企業)

中小企業者の特例(選択制)



3. その他制度の仕組み(教育訓練費の額、費用の証明等)

(1) 教育訓練費の額(当該制度の適用を受ける教育訓練費の額)

その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。

国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金

例えば、厚生労働省の「キャリア形成助成金」の給付を受けた場合、その教育訓練に充てるために支給を受ける助成金額がある場合には、教育訓練費の額から当該金額を控除する。

受託教育訓練費の額

他の者(子会社、関連会社等のグループ企業(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)、フランチャイズ、取引先等の一般企業)から当該他の者の役員又は使用人の教育訓練を受託した場合にその対価として受領する金額を当該教育訓練費に充てる場合は、当該教育訓練費の額から当該金額を控除する。

なお、委託法人においては、その受託教育訓練費として支出した費用を当該教育訓練費の額として税額控除の対象とすることができる。

(2) 教育訓練費用の証明等(添付書類等)

当該制度の適用を受けようとする者は、確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用される。

教育訓練費用の根拠となる証憑等を全て添付して税務署に提出する必要はないが、税法上の帳簿保存義務に従って、領収書等の証拠書類を保存しておく必要がある。

3. その他制度の仕組み(比較教育訓練費の額等)

(3) 比較教育訓練費の額

比較教育訓練費の額は、適用年度の前2事業年度の各事業年度の教育訓練費の額の平均額とする。

適用年度の前2年以内に事業年度の変更や連結納税制度への移行により、適用年度の期間の月数と異なる事業年度が生じた場合は、次の計算により、適用年度のベースに合わせた金額を教育訓練費の額として計算する。

$$\frac{\text{その異なる事業年度の教育訓練費の額} \times \text{適用年度の月数}}{\text{その異なる事業年度月数}}$$

(月数は、歴に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。)

(4) 対象外となる事業年度

当該制度が適用されない事業年度は、以下のとおり

設立の日を含む事業年度(合併による設立を除く。)

解散の日を含む事業年度(合併による設立を除く。)

清算中の各事業年度

4. 教育訓練対象者・費用の範囲

「法人()がその使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用」
() 個人の場合は、その事業に係る使用人

教育訓練の対象者の範囲(「使用人」)

- ・ 対象者の範囲は、当該法人の使用人又は個人のその事業に係る使用人
- ・ 使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイト、請負社員、派遣社員その他当該法人又は個人から対価を受け取って業務を遂行する者をいう。
- ・ ただし、以下の者は対象外。 当該法人の役員又は個人事業主、 当該法人の役員又は個人事業主と特殊な関係にある者(=親族)
- ・ なお、内定者等の入社予定者は、対象外

教育訓練費用の範囲

4.(1)から(5)を参照

費用の対象外(以下、全て共通)

- 法人がその使用人に支払う教育訓練期間中の**人件費**(日当を含む)
- 法人がその使用人に支給する教育訓練等の開催場所までの**交通費、旅費**(宿泊費、食費等を含む)
- 福利厚生目的など**教育訓練以外を目的**として実施する場合の費用

4.(1) 外部講師謝金(法人が自ら研修を行う場合)

法人がその使用人に対して、外部から講師又は指導員(以下「外部講師等」)を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら行う場合であること。

- ・ 法人が教育訓練等を実施するために外部講師等を招聘し、講義・指導等を行う場合であること。
(専門知識の伝授、大学等の教授等による座学研修のほか、**技術指導員等による技術・技能の現場指導**など)
- ・ 招聘する外部講師等は、当該法人の役員又は使用人以外の者であること。
(当該法人の子会社、関連会社等の**グループ企業の役員又は使用人でも可**)
外部の専門家・技術者に対し、契約により、継続的に講義・指導等の実施を依頼する場合の費用も、対象となる。

外部講師等に対して支払う報酬その他の費用であること。

講義・指導等の対価として支払う謝金等の報酬に限らず、外部講師等の招聘に要する費用であれば、対象となる。

「報酬その他の費用」は次のとおり。

講義・指導の対価として外部講師等に支払う謝金等の報酬。(なお、個人に対して報酬等を直接支払った場合に限らず、法人から講師等の派遣を受けその対価を法人に支払った場合の費用も対象となる。)

外部講師等の招聘に係る交通費・旅費(宿泊費、食費等を含む)

費用の対象外

当該法人の役員又は使用人が、当該法人の教育訓練等における講師等として講義・指導を行う場合の当該講義・指導期間中に支払う人件費(講師料、日当を含む。)、交通費、旅費は対象外。

4.(2) 外部施設等使用料(法人が自ら研修を行う場合)

法人がその使用人に対して、他の者が所有する施設、設備その他資産(以下「施設等」)を使用又は賃借(以下「使用等」)して、教育訓練等を自ら行う場合であること。

・法人がその使用人の教育訓練等を他の者が所有する施設等を使用等して実施する場合であること。

その施設等が普段は生産等の企業活動に用いられている場合であっても、使用等する者がその対価を支払って、教育訓練等のために使用等する場合は、対象となる。

「他の者」とは、当該法人以外の者をいう。例えば、

- 1) 事業として教育訓練を行っている外部教育機関(民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所、大学、専修学校等)
- 2) 1)以外の一般企業
- 3) 当該法人の子会社、関連会社等のグループの外部教育機関、一般企業(当該法人と連結完全支配関係にある連結法人(全額出資子会社等)を含む。)

施設等の使用又は賃借に要する費用であること。

施設等の使用又は賃借の対価として支払う費用(使用料、利用料、賃借料、借上料、レンタル料、リース料等)であること。教育訓練に使用等している契約期間であれば、その期間に制約されない。

「施設、設備その他の資産」の主な例示は、次のとおり。

施設(例:研修施設、会議室、実習室等)

設備(例:教育訓練用シュミレーター設備等)

器具・備品(例:OHP、プロジェクター、ホワイトボード、パソコン等)

eラーニングにおける教育訓練用コンテンツの使用料 等

費用の対象外

当該法人が所有する施設等の使用に要する費用(光熱費、維持管理費等)

当該法人の施設等の取得に要する費用(減価償却費等)

4.(3) 研修委託費(他の者に委託する場合)

法人がその使用人の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のための教育訓練等を他の者に委託して行う場合であること。

講師、教材等を含めた教育訓練等の実施の委託を対象とするが、委託する教育訓練等が当該法人の行う教育訓練等の全部か一部かを問わない。

「他の者」とは、当該法人以外の者をいう。例えば、

- 1) 事業として教育訓練を行っている外部教育機関(民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所、大学、専修学校等)
- 2) 1)以外の一般企業
- 3) 当該法人の子会社、関連会社等のグループの外部教育機関、一般企業(当該法人と連結完全支配関係にある連結法人(全額出資子会社等)を含む。)

教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用(講師の person 費、教材費、施設使用料等の委託費用)であること。

4.(4) 外部研修参加費(他の者が行う教育訓練に参加させる場合)

法人がその使用人の職務に必要な技術・知識の習得又は向上のため、他の者が行う教育訓練(研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導、各種検定試験等)に当該使用人を参加させる場合であること。

- ・法人がその使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の教育訓練等の対価として支払う費用であること。
- ・法人が直接又は間接に(使用人を通じて)教育訓練機関など他の者に対し支払う費用であること。また、当該使用人が費用の一部を負担する場合は、その負担された金額を控除した額を教育訓練費用とする。

当該他の者に対して支払う授業料等その他の費用であること。

「授業料等その他費用」の範囲は、次のとおり。

教育訓練等の講座等(研修講座、講習会、研修セミナー、技術指導、各種検定試験等)の授業料、受講料、参加料、指導料等(資格や免許の取得のための受験料も対象として含める。)

通信教育に係る費用

法人がその使用人を国内外の大学院コース等に留学させる場合に支払う授業料等聴講に要する費用、教科書等の費用(所得税法上、学資金等として給与に該当するものを除く。)

費用の対象外

教育訓練の直接費用ではない大学への寄付金、旅費、保険料、住居費(大学へ支払う寮費等を含む。)等
法人がその使用人に対して支払う留学期間中の人件費
法人がその使用人に対して支給する「報奨金」

組合の賦課金の取扱い

なお、組合が組合員の賦課金で、組合員の役員又は使用人に対して教育訓練等を実施する場合、当該賦課金は当該教育訓練費の対象とならない。一方、組合が主催する教育訓練等に、組合員がその対価を支払って参加する場合、その支払った費用は、外部教育訓練費として当該教育訓練費の対象となる。

4.(5) 教科書その他の教材費

法人がその使用人の教育訓練等の用に供する教科書その他の教材(以下「教科書等」)を購入又は製作した場合であること。

法人がその使用人の職務に必要な技術、知識の習得又は向上させるための教育訓練等(研修、講習、実習等)の用に直接使用する教科書等を購入又は製作した場合に、対象となる。

資産計上される教材(減価償却資産)は、原則対象外。ただし、使用可能期間が1年未満の教材又は取得価額が10万円未満で適用年度に損金経理した教材は、対象となる。

当該購入に要する費用又は当該製作(他の者に委託した場合に限る。)のために当該他の者に支払う費用であること。

「教科書その他の教材」の範囲は、次のとおり。

教育訓練等に使用する教科書の購入費・製作委託費(外注費)

教育訓練等に使用する講習、実習用の教材

教育訓練用コンテンツの購入費又は自社独自のコンテンツの製作を他の者に委託(外注)する場合の費用(上記の条件に該当するものに限る。)

コンテンツの費用が「使用料」の場合は、外部施設等使用料等として対象となる。

教材作成の際に生じる知的財産に係る費用(ライセンス料等)や監修料等の関連費用

費用の対象外

法人が自ら教科書等(教育訓練用コンテンツを含む。)を作製する場合の製作等に係る人件費、材料購入費(備品、消耗品等)、教科書等の原本等を自社で複写・印刷した場合の複写費、印刷費、用紙代等の経費等

教育訓練用コンテンツをソフトウェアと同時に製作・開発を委託した場合に発生する費用で、ソフトウェアと一体不可分なものとして無形固定資産として資産計上した場合は、対象外

人材開発部門が教育訓練等の実施に際し、内部検討するために使用する参考図書等の購入した場合

研修形態等の教育行為が伴っていない使用人の自己訓練のために購入する場合(例えば、使用人に書籍を買い与え、自己で知識の習得を行わせる場合等)